

# マイクロチップを 装着しましよう

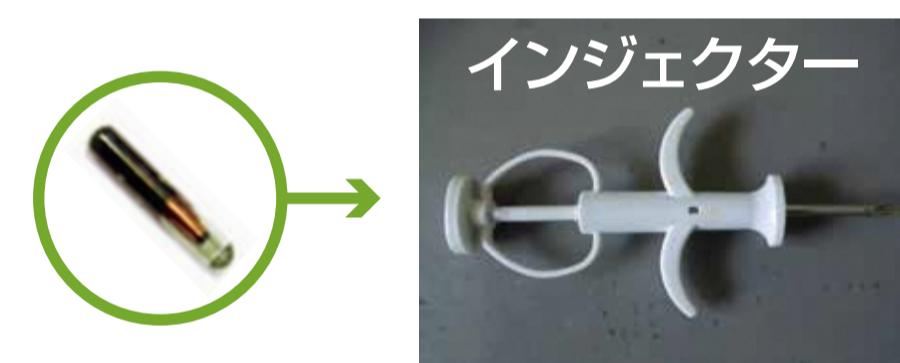
「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)」では、犬や猫などの動物の所有者は、自分の所有であることを明らかにするために、マイクロチップの装着等の身元表示(所有明示)を行うべき旨が定められています。

## マイクロチップはどのように入れる?

- ① 専用のインジェクター(チップ注入器)で皮下に埋め込みます。
- ② 装着場所は、犬や猫の場合では、首の後ろが一般的です。
- ③ 犬は生後2週齢、猫は生後4週齢頃から装着できます。
- ④ 装着は、獣医療行為となり、必ず獣医師が行います。
- ⑤ 費用(施術費)など、詳しくは、お近くの動物病院にご相談を。



マイクロチップ以外の  
飼い主証明も忘れない!



## 飼い主登録をするのはいつ?どうすればよい?



- マイクロチップを装着したら、データ登録が必要です。
- データ登録用紙に飼い主さんの氏名や住所、電話番号などを記入し、日本獣医師会(AIPO事務局)へ郵送します。
- 登録が完了しますと、「登録完了通知ハガキ」が届きます。
- 飼い主が変わったとき、引っ越しなどで連絡先が変わったときは、必ず連絡してください。

## 飼い主情報を登録

マイクロチップ番号により、登録されている飼い主が分かります。GPS機能はありません。

## 照会

マイクロチップ読み取り機は、主に、自治体の保健所や動物愛護センター、動物病院に置いてあります。  
※犬はマイクロチップが入っていても、鑑札と狂犬病予防注射済票の装着義務があります。

データ登録を忘れずに!

## マイクロチップについてのお問合せ先

公益社団法人日本獣医師会(AIPO(アイポ)事務局)TEL 03-3475-1695  
メールアドレス mc@nichiju.or.jp http://nichiju.lin.gr.jp/aigo/